

旅券所持証明(郵送申請に必要な書類手順等)

●郵送申請が可能となる対象者は、[当館管轄](#)内の遠隔地（当館から100マイル以上）に居住されている方、高齢者、身体に障害のある方等、特別な事情のある方になります。

【旅券所持証明の郵送申請に必要な書類】

(1) 申請書

([申請書ダウンロード](#))

※交付の際に、引換券の代わりとして申請書のコピーを提示していただきますので、郵送前に必ずコピーをとっておいてください。

(2) 有効なパスポートの顔写真のページのコピー（注）

(3) 有効な米国ビザのコピー（注）

(4) ビザの筆頭者（筆頭者以外のビザのAnnotation欄のPAに名前が載っている方）が家族の旅券所持証明を代理申請する場合は、戸籍謄本（コピー可）または筆頭者の日本のパスポートコピーとビザコピーを同封してください。

(5) 病気や身体に障害があり、郵送での申請を希望する方は、医者からのレター等

(注) パスポート顔写真ページおよびビザのコピーは、原寸大で用紙の中央にコピーしてください。また、婚姻等により旅券上の氏名や本籍地を訂正した場合は、訂正ページのコピーもお取りください。

上記の書類を郵送で以下の宛先までご送付ください。

宛先：CONSULATE-GENERAL OF JAPAN IN LOS ANGELES
350 S GRAND AVE., SUITE 1700
LOS ANGELES, CA 90071

郵送での申請書を当館で受け取り、証明書発給の準備が整い次第、当館より証明書受取日のご連絡を差し上げます。万が一、当館より連絡がない場合には、当館領事班（213-617-6700）までご連絡ください。郵送での受領はできませんのでご注意ください。

(注) 郵便物の不着や紛失に関して当館では責任を負いかねますので、ご了承ください。

配達証明付郵便をご利用いただくことをお勧めします。

連絡先にお電話をさせていただいても、メッセージが残せない方が多くいらっしゃいます。当館からの連絡がつくよう設定をお願いいたします。

【証明書受領時に必要な書類】

- (1) 申請者のパスポート
- (2) 手数料[こちら](#)をご覧ください
- (3) 代理人が受領する場合、上記に加え、以下の3点
 - ・代理人の身分証明書
 - ・同一世帯の方の場合、全員が記載されている戸籍謄本、又はビザのPA（プライマリーアプリカント）の方のビザ
 - ・申請者自筆入りの委任状（NOTARY PUBLICでNOTARIZEされたもの。但し、病気等の理由で郵送申請をされ、医者からのレター等を提出された方は、NOTARIZEされたものでなくても可）（申請人が未成年で法定代理人が受領する場合は、委任状は不要です）
- (4) 郵送申請の際に当館へ送付された申請書のコピー（引換券の代替）